令和２年12月11日第４回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第５日）						
出席議員 （10名）	１番	鈴木千春	２番	大川徹也	３番	原直弘
	４番	吉田豊	５番	田中静雄	６番	原田希
	７番	吉富隆	８番	大川隆城	９番	寺﨑太彦
	10番	中山五雄				
欠席議員 （０）						
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町長	武廣勇平	副町長	森悟		
	教育長	野口敏雄	会計管理者	橋本真美		
	総務課副課長	針長幸子	まち・ひと・しごと創生室長	河上昌弘		
	財政課長	坂井忠明	危機管理対策監	弥永正一		
	建設課副課長	髙島真幸	産業課長兼 農業委員会事務局長	日髙泰明		
	住民課長	扇智布由	健康福祉課長	江島朋子		
	税務課長	矢動丸栄二	教育委員会事務局長	中島洋		
	生涯学習課長	小川成弘	文化課長	宗雲英則		
職務のため出席した事務局職員	議会事務局長	二宮哲次	議会事務局主事	松田望		

議事日程　令和２年12月11日　午前９時30分開会（開議）

日程第１　　討論・採決

日程第２　　委員会の閉会中の所管事務調査の件について

午前９時30分　開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

お諮りいたします。ただいま武廣町長から原議員の一般質問の答弁の訂正と会議録の訂正をしたいと申出がありました。発言の申出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。武廣町長、登壇をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

皆さんおはようございます。討論・採決の前に貴重な時間をいただき、ありがとうございます。

12月８日の原議員の一般質問総括質疑の中で、要望活動並びに陳情活動についての質問事項に触れられましたが、質疑時間の超過により十分な答弁がかないませんでした。

コロナ禍における国土交通省通知に従い、本年の実績として要望、陳情等の対象数として34あり、出席が18、中止が６、書面議決が６、欠席が３、代理出席が１でした。

以上に訂正をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

武廣町長からの発言の訂正と会議録の訂正を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。武廣町長からの発言の訂正と会議録の訂正は許可することに決定いたしました。

次に進みます。

ただいま大川隆城君から12月８日の原直弘君の一般質問の質問事項、幹線水路についての中の発言で謝罪の申出があっております。

大川隆城君、登壇して謝罪を求めます。

○８番（大川隆城君）

皆さんおはようございます。貴重な時間を頂戴いたしますが、よろしくお願いいたします。

先ほど議長からありましたように、先日の一般質問の中で、原議員の質問の途中で声を荒らげてしまったことについて、大変皆様方に御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。どうぞよろしくお願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。先ほど町長のほうが御説明されましたけれども、討論・採決の前に貴重な時間をいただき、ありがとうございます。

12月８日の原議員の一般質問の要望活動並びに陳情活動についての質問事項の中で、私の答弁をいたしました内容に関しまして、質疑時間の超過によりまして十分な答弁がかないませんでしたので、申し上げます。

そして、コロナ禍におけます国土交通省通知に従いまして、本年の実績といたしましては、要望、陳情等の対象数として34あり、出席が18、中止が６、書面議決が６、欠席が３、代理出席が１ということでございますので、発言の訂正及び議事録の修正を求めたく、この場で申し上げた次第です。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。（「すみません、議長、発言よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○３番（原　直弘君）

先ほど大川議員のほうから謝罪ということでありましたけど、ただ、声を荒らげたということに対しての謝罪だったと思います。実際は、私に対しての暴言ということで聞いておりますので、私に対する謝罪ということで再度お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、ここで暫時休憩をしたいと思います。休憩。

午前９時36分　休憩

午前10時10分　再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

大川隆城君の謝罪について、再度謝罪をお願いいたします。

○８番（大川隆城君）

先ほど謝罪をさせていただきましたけれども、３番原議員の発言に対して、受け止め方の違いでつい声を荒らげてしまいましたことをおわびして、原議員に陳謝いたします。

○議長（中山五雄君）

原議員、いいですか。

次に進みます。

日程第１　討論・採決

○議長（中山五雄君）

日程第１．討論・採決。

議案第60号　上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号　上峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第62号　令和２年度上峰町一般会計補正予算（第６号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第63号　令和２年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議案第64号　令和２年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議案第65号　令和２年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第２号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第66号　負担付き寄附にかかる財産の受納についての討論に入ります。討論はありませんか。

○７番（吉富　隆君）

私はこの案件につきましては非常に心苦しいと申しますか、残念に思っておるところでございます。と申し上げますのが、一般質問、議案審議の中でですね、見えない部分が大きく存在している。迷って私は反対をさせていただきますが、非常に残念でございますけれども、私の考えとしては、今まで苦しんで苦しんで、結論が反対ということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

まず、行政が議会に対しての大きな説明不足がございます。と申し上げますのが、寄附をいただく中で厳しい条件がついております。これは理解します、寄附する側からはですね。しかしながら、合同会社で何でも決めていきますよという答弁ですよ。それでは――僕は議案審議で質問していますが、合同会社ができるでしょう。合同会社ができる中で、パートナーの皆さんについては出資をしないんですよね。合同会社が金融機関を通してお金を借り入れて運営をしていくという流れに説明があっています。町は不動産を提供すると。このままならいいけれども、金融機関から借りる担保が必ず出てきます、担保というのが。誰が保証人になるのかと僕はお尋ねしましたけれども、答弁はございませんでした。必ず金融機関は担保を取りますから。

そうする中で、うちの財政が厳しい中で、どれだけの借入れをされるかということまでお尋ねしたが、それも回答はございませんでした。非常に残念ですよ。町の活性化事業に反対するのは心苦しい。しかしながら、行政はアクセルを踏みっ放しなんですよ。誰かがブレーキをかけなきゃならない。きちっとした担保条件、金額の上限というのはですね、計画がでけていると僕は思うんですよ、行政の中では。今日も１面にきれいに大きくＰＲが載っておりました。事務レベルでは着々と進んでいるはずですよ。議会には何でそういったことまで説明をお尋ねしてもできないのかと、大きな疑問です。これは１億円、２億円の話じゃないと思うですよ、担保は。ウン十億円だと僕は考えます。そうしないと、この事業は成り立たないはず。要するに、議会に対しての――議会軽視でも何でもない。やっぱり執行部の説明不足としか言いようがない。これはしっかりとした説明をしていただきたい。

追加議案はいつやったですか、８日ですよ。だから、勉強する時間をいただけないでしょうかと、非常に難しい問題を投げかけましたけれども、理解してもらえなかった。この大きな問題に対してですね、議会がイエスかノーか、今日決めなきゃいけない。時間が足らな過ぎるんですよ。後で説明していきますと言われるけども、合同会社ができたら、我々議会は、チェック機関というのは寸断されますよ、行政と合同会社の50・50の権限があるということなんで。それは我々の立場というのは非常に問題だと思っています。

それと、やっぱりこういったコロナ対策の問題も僕はしました。必ずや不景気は来るであろう、個人消費が落ちるでしょうと。コロナがいつ下火になるのか、まだ先は見えない。半年後なのか、１年後か分かりませんが、そういう中で、今現在、国のほうでもそういった議論はなされているようでございますが、一向に――コロナが右肩上がりなんですね。そう

いったことを勘案しますと、日本の経済がいつ立て直るかと、１年、２年で立て直らないだろうと思います。そういう中で、こういった事業をやろうとする、それには僕は賛成やったんですよ。しかしながら、そういった負担金の問題が一番なんですよ。だから、そこでやっぱりブレーキをかけるのは議会しかなかわけですよ。総合的に考えてみますと、そういった状況下になりつつある。我々はこういった発言権はなくなっちゃいますからね。行政と合同会社しか話合いができない。そういったことを考えるとですね、やっぱり行政の方々が何ていうですか、議会に対して100％説明せろとは僕は申しませんけど、大枠で金の借り入れる金額というのは分かっているだろうと思います。事業展開を考えると、そうなります。大変なことなんですね。これは僕は何回も言ってきましたけども、失敗はあってはならないというのが基本の考え方。やっぱり経営感覚というのを行政は持つべきだと思います。今の行政の説明では成り立たないんですよ。

行政から嫌われているのかも分かりませんけども、ここで議会の立場としてきちっとした形を取っておくべきだというふうに僕は考えて、反対のほうに回っておりますが、心苦しいですよ。町の活性化事業に反対をするとか、とんでもないという方もおられるかも分からん。しかし、あのときこうしとってよかったなというのは必ず来るであろうと。大きな問題なんですよ。はっきりと分からない、行政が何をやろうとしているのか、どれだけの金が要るのかと。

情報誌を見てみますとですね、いろいろといいふうにばかり書いてある。デスクワークがうまいね、町長は。説明も上手ですけども、やっぱり経営感覚というのが欠けているということと議会に対しての説明不足ということが浮き彫りにならざるを得ない。大変申し訳ないけれども、ここできちっとした形を取っていくことが大事ですよ。時間をくださいよと、全然うておうてもらえなかった。議会の立場は何だろうかと。

今、町民の声もそうですよ。買い物に困っているという方もおられます、確かに。商業施設として、道の駅だけはやるということでお話があっていますが、どの程度の規模で、どの程度の金を使ってやるのか。これは行政が軸ですから、当然担保は行政であろうと。行政でなければいいんだけど、行政しかないんですよ。そういったことを総合的に考えると、ここで若干自粛をしていただきたい。一時停止とまではいかないにしても、やっぱりそこら辺の中身をですね、議会にも何にもなか、説明不足と。立場が議会はございませんので、そこら辺は御理解をいただきたいなというふうに思っておりますが、町民の声がどういうふうに今後なっていくかどうか知りませんが、あしたの新聞に僕が反対したということは載りますので、大変なことでありますが、僕は勇気を出して反対させていただくことに決定しましたので、御理解をいただきたいということで反対討論を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

次に、賛成討論はありませんか。

○１番（鈴木千春君）

私は賛成の立場で討論いたします。

中心市街地活性化事業につきましては、これまで私が参加してきた定例議会の一般質問では毎回質問してまいりました。その理由につきましては、この事業がいかに上峰の未来を左右するかということ、町民の方々の期待が大きいということ、加えて、この事業に出てくる単語や内容は聞きなじみがなく、大変難しいと。そのような状況の中で、質問を通じて理解を深めるとともに、町民の方々への情報発信につながればとの思いからでございます。その答弁とこれまでの全員協議会での本事業に関するプレゼンから、今まさにこの議案が可決された後に合同会社が設立され、民間企業のノウハウが生かされ本事業が進捗していくと、そのことにより、町民の方々が現状抱えておられる課題が解決していくと大いに期待しております。

また、合同会社について、今後なんですけれども、意思決定の50％があるという点と、あと予算の伴うものについては上程されるとの答弁がありました。ですので、その都度審議できるのではないかと私は感じております。よって、議案第66号は原案どおり可決すべきと判断いたしました。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに討論はありませんか。

○２番（大川徹也君）

私、２番議員大川徹也は今回の議案第66号　負担付き寄附にかかる財産の受納について、反対の意見を申し上げます。

理由ですが、今回、イオン九州株式会社様が条件付寄附ということで３つ上げておられますが、そのうちの１番目、「合同会社を遅滞なく設立し、事業に着手すること。」、この案件を認めてしまうと、合同会社が遅滞なく設立され、すぐさま事業に着手されます。イオン九州株式会社様は、これができないと「条件未成就により寄附に係る申込が無効となる」と強い条件を出してあります。もし本当に善意の寄附であるならば、何かしらそこにビジネスが存在していないならば、なぜこのような条件をつけるのか、意図が不明です。

また、先ほど同僚議員の反対意見の中にありましたように、合同会社が組成、設立された後に議会が果たせる役割がどのくらいあるのだろうかと大きな疑問があります。つまり、走り出したこの事業を本当に大事なところでブレーキをかけることができるのか、大きな疑問があります。

皆が心配していることの大きなものとして、財政的な問題があります。現時点では、全体の事業内容、事業規模、収支計画、当町負担経費、当町の財務負担額が全くの不明です。こ

れに加えまして、急速な勢いで進行している日本の少子・高齢化による人口減少、また周囲の商業施設は以前より増えていますし、この環境の中で、なおかつ、１年を越すコロナ禍による世間の経済の落ち込み、そして、それにも伴う当町の財政の先行きの検討が全くつきません。このような心配がある中で、私たち議会に対して情報提供があまりにもなさ過ぎます。議会軽視も甚だしいと言えると思います。このような状況でこの案件を可決してしまうと、当町及び当町の町民に対して、現在、また将来にわたって大きな負担を強いる可能性が高いと心配されます。このような理由によって、私はこの案件に反対をします。

○議長（中山五雄君）

ほかに討論はありませんか。

○４番（吉田　豊君）

私は賛成の立場で討論に参加したいと思います。

私は中心市街地開発の件について、今日までの執行部の説明や説明の内容について思い直してみました。

その中で、まず１番目に、賛成の立場に立ったのは、ＰＦＩ方式ではなく、ＬＡＢＶ方式に方針転換の説明を受けてからは、説明が何ら一度も変更がなくて一貫しておるということです。

２つ目の理由としては、無償譲渡を受けることの約束をイオン側との基本合意に達したときから一貫しております。

３つ目として、今回示された３つの条件について、議案審議の途中での執行部の説明は納得できるものがあります。それは今後の計画の内容については、合同会社が設立された後から協議をされるという説明は、今までの説明と一貫しております。

４つ目として、合同会社が設立した後でも地方自治法第96条第１項第６号の規定により、出資の目的として財産を対価なくして譲渡する場合は、議会の議決を要する定めがあります。

５つ目として、議案審議の折、同僚議員の質問に対し、契約金額が地方自治法第96条第１項第５号に該当する場合はもちろん、そうでなくても、議会と情報を共有しながら進めるという答弁がなされたこと。

以上のことから、協議会の手の届かないところで物事が進められ、議会不在という事態が発生しないということが裏づけられるからです。この議案を可決しなければ、中心市街地開発はできなく、ストップしてしまいます。町民の多くの人が待っているこの開発事業を止めることはできません。２階のはしごを外す行為は絶対避けるべきだと思います。よって、私、４番吉田豊は賛成します。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに討論はありませんか。

○３番（原　直弘君）

議案第66号　負担付き寄附にかかる財産の受納について、反対の立場で討論いたします。

今回、イオン九州株式会社から寄附を受ける土地はイオン跡地として考えられる土地の一部であり、イオン九州株式会社が所有する土地の全ては寄附されないこととなっています。寄附されない土地とはイオン跡地にある立体駐車場の西側で、県道から国道に通じる道路上の国道に接する土地であり、その土地は寄附されないことになっております。

一般的に整備の方針を決定する際には、アクセス道路や進入路などのルート機能の確保は重要な要件であり、計画において十分な配慮が求められます。しかし、今回、イオン九州株式会社から寄附を受ける土地には国道に接する土地が含まれておらず、中心市街地活性化事業を進める上で障害となるおそれがあります。

また、中心市街地活性化事業をイオン九州株式会社が所有する国道に接する土地を含めた形で整備した場合、その土地の使用に関し、賃借料や使用料などの支払いが生じる可能性があり、将来にわたって町の財政を圧迫することも考えられます。

また、合同会社の設立後は、議会の監視や意見が及ぶところではなくなる可能性があるため、現在でも不透明と思われる行政の進め方が今後ますますひどくなると思われます。

以上のことから、イオン九州株式会社が所有する国道に接する土地の取扱いの方針を寄附を受ける前にイオン九州株式会社と確認しておくことが必要だと考えます。

以上のことから、議案第66号　負担付き寄附にかかる財産の受納については反対をいたします。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに討論はありませんか。

○８番（大川隆城君）

私はこの議案第66号につきましては、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど来、同僚議員の発言の中にもありましたけれども、このイオンの土地の無償譲渡、この件については大分前から話としては出ておりましたけれども、それがいろんな協議を重ねられる時間が長くなりまして、いろいろと心配の向きの声も聞かれていたことは事実でございますが、このたびやっとそれが実現をし、提供いただくということになりました。やはりこの中心市街地の再開発整備については、やはりベースとなるこの土地が取得されなければ、何もできません。今回、いろいろとやり方もＬＡＢＶ方式ということで新しい方式でやるということを示され、その説明は全協等々で説明を受けてきました。また、その中身的な整備についてもいろんな団体との協議を何回となく重ねられて、それぞれのこういうのがあったらいいな、こういうのがあったらいいなということを十分に意見を聞かれた上で、今後また組立てをされるかと思いますが、そうすると、議会にもそれぞれの団体からの意見が

あった要望事項はこれこれこれですという示しもありました。ですから、その中から、そこに出てきたことは私たちも一つ一つの説明は受けていないけれども、どういう要望があったかというのは示しをいただいております。その中の組合せをどうするかが今後この合同会社が立ち上げられ、そこでフィフティー・フィフティーの責任のもとに十分なる協議が重ねられて進められていくわけでございます。

やはりあの地が今は何年となく何もない形でおりますから、周辺の住民の皆さんはじめ、町内の皆さんも早くあそこが整備できればということで待望されている方がほとんどではないかと思われます。ですから、やはり今までの計画にのっとって皆さんが要望されるような施設整備、そして先ほどちょっと出ましたけれども、交通利便の整備、それぞれも十分考慮された上で開発、整備が進められることを望んでおりますので、この土地についての受納についてはぜひ可決すべきだと考えます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、これより議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立多数であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第67号　動産の買い入れについての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議案第68号　令和２年度上峰町一般会計補正予算（第７号）の討論に入ります。討論はありませんか。

○３番（原　直弘君）

議案第68号　令和２年度上峰町一般会計補正予算（第７号）について、反対の立場から討

論いたします。

先ほど議案第66号において理由をお示ししましたけど、今回、この補正予算に計上された経費は66号の負担付き寄附にかかる財産の受納に伴う関連経費であることから、議案第68号

令和２年度上峰町一般会計補正予算（第７号）については反対いたします。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに討論はありませんか。

○８番（大川隆城君）

この件につきましては、先ほど審議いたしました第66号議案の関係で必要経費を上げられております。やはりあそこを受納し、その後の準備かれこれ整備をする段階について必要な経費を上げてあるわけでございますから、当然これは必要なものでありまして、賛成したいと思います。

○議長（中山五雄君）

ほかに討論はありませんか。

○２番（大川徹也君）

この第68号議案について反対の立場から意見を申し上げます。

原議員と同様、これは第66号議案に関するものですので、第66号議案に反対した者の立場として、第68号議案も反対します。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに討論はありませんか。

○４番（吉田　豊君）

私は先ほどの66号にも賛成しましたし、受納後の必要経費という形で歳出面でも計上されておりますので、当然これは必要なものというふうに認識をしておりますので、賛成をいたします。

終わります。

○議長（中山五雄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、これより議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立多数であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議案第69号　上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより討論を省略して、議案第69号を採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議がないようですので、議案第69号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第69号は同意することに決定いたしました。

諮問第３号　人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより討論を省略して、諮問第３号を採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議がないようですので、諮問第３号を採決いたします。

本案について、松尾憲道氏を適任とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、諮問第３号は松尾憲道氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第２　委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（中山五雄君）

日程第２．委員会の閉会中の所管事務調査の件について、これを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により所管事務の閉会中の継続調査の申出があっております。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、本件につきましては委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもちまして、会議を閉じます。

令和２年第４回上峰町議会定例会を閉会いたします。御協力大変ありがとうございました。大変お疲れさまでした。

午前10時46分　閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

上 峰 町 議 会 議 長　　中　山　五　雄

上 峰 町 議 会 議 員　　寺　﨑　太　彦

上 峰 町 議 会 議 員　　鈴　木　千　春